

3. 1. 2 輪島市水道事業

平成 18 年 2 月に輪島市と門前町が合併して輪島市となったが、上水道については配水管を連結することなく、輪島地区、門前地区でそれぞれ浄水処理、給水を行っている。また、管理体制も輪島市水道課、門前水道課に分かれていることから、初動体制については、地震発生直後から、輪島地区、門前地区が個々に対応した。

課題としては、合併後間もないことから、互いの組織の連絡がスムーズに行われず、状況を把握しきれなかった点、また、門前水道課の職員数は 5 名と少ないうえ、水道実務経験の浅い職員が多かったことが挙げられる。

3. 1. 3 穴水町上水道事業

地震発生後、直ちに全職員（10 名）による被害調査を実施し、発生日より 1 週間は全職員 24 時間体制で、その後は夜間・休日 2 名交代制での 24 時間体制に移行し、復旧活動を実施した。

3. 1. 4 志賀町上水道事業

地震発生直後は所属職員を招集して初期対応にあたり、対策本部設置後は経験職員に応援を依頼して対応した。

3. 1. 5 七尾市上水道事業

地震発生後、水道課は上下水道班として住民からの被害情報をもとに現地の被害状況を確認し、順次修繕対応に努めた。休日における水道工事業者との連絡体制については、今後の課題である。

3. 2 応急給水、応急復旧

3. 2. 1 石川県

(1) 応急給水及び応急復旧の支援

県では、「防災計画」や「執務要領」に基づき、水道被害状況の情報収集活動に併せ、断水発生市町等から応援給水又は応急復旧工事の支援要請の有無等についても報告を求めている。

また、その支援要請があった場合は、直ちに、日本水道協会石川県支部と連携し、市町や関係業界団体に対し応援の派遣を斡旋するとしており、災害規模によっては、日本水道協会中部地方支部に対し応援の派遣を要請するとともに、県災害対策本部に対しても、自衛隊による給水車の支援等を要請すると定めている。（なお、「県での対応が困難な場合は、環境安全部長の決裁を得て、厚生労働省（水道課）に協力支援を要